

社会福祉法人 そうそうの杜
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 育児休業等の休業明け後に、仕事と子育ての両立ができる環境を整える為に 新たな制度の創設

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 管理職への実態調査・制度検討を進める
行動計画について職員への社内周知
職員への聞き取り調査
月 1 回の全体会議を経過報告の場とする
- 令和 27 年 5 月～ 職員への制度説明、制度実施計画

目標 2 : 育児休業制度や妊娠中の職員の母性健康管理について、職員に対する制度の 周知・情報提供、育児休暇休業明けの職場復帰の際に不利益が少なくなるよう、 就業規則の見直し検討

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 育児休業制度についての社内通知を図る
- 平成 28 年 4 月～ 就業規則の見直し検討

3. その他

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 計画を進める中で、付随する改善点の気付きがあった場合は、重ねて検討する。
- 平成 27 年 4 月～ 制度を利用する職員と、所属する部署全員が制度を理解し、育児に関する諸制度を利用しやすい体制の継続・維持